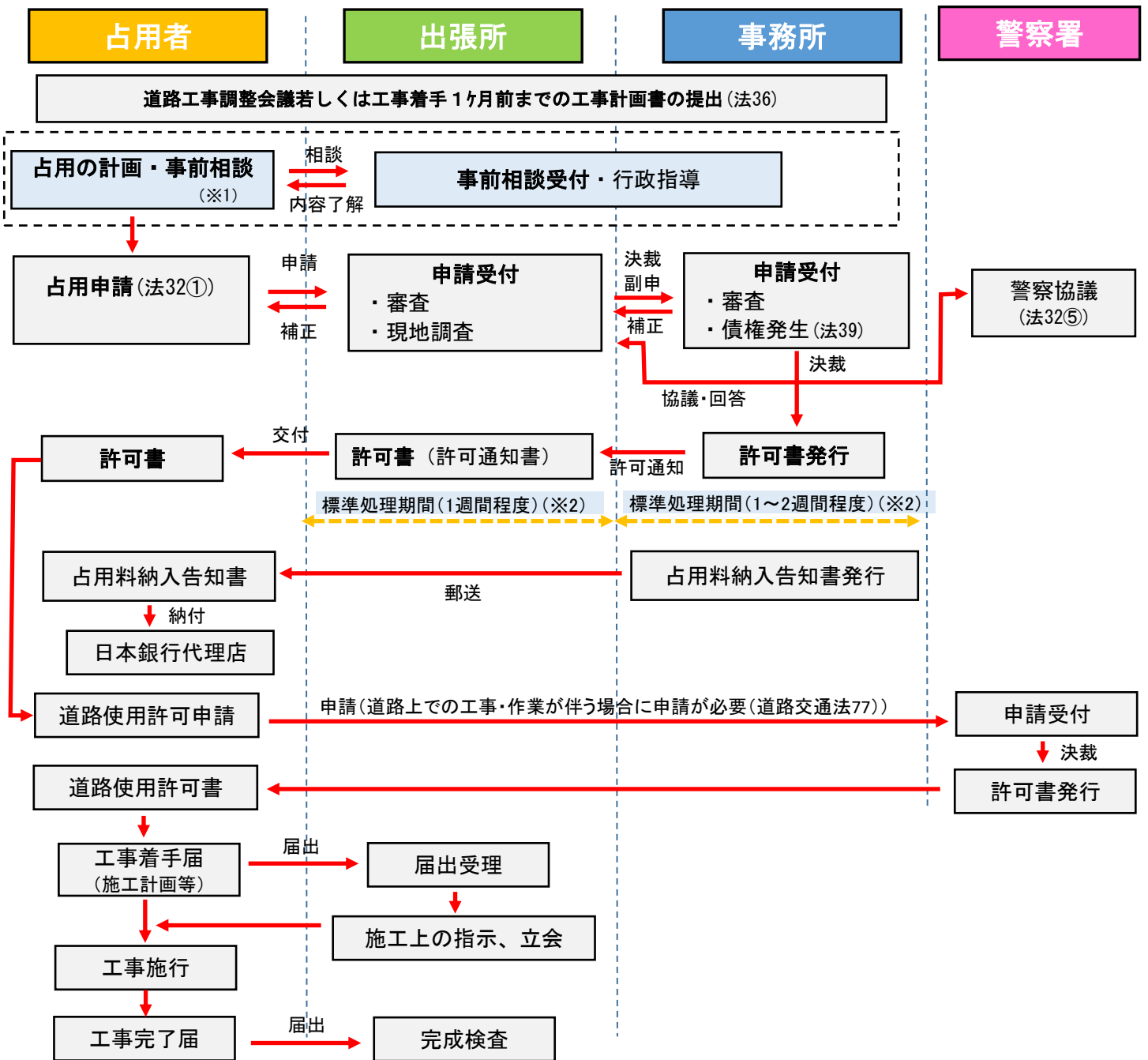


# 道路占用許可申請手続きの流れ



※1: 事前相談: 許認可の申請をしようとする者から相談を受け、あらかじめ許可の可能性の確認や申請に必要な情報の確認をするために行う打合せをいう。申請内容を十分詰めておくことにより、申請後の審査等事務処理を円滑におこなうもの。

※2: 標準処理期間: 占用許可申請があってから、許可するまでの通常要すべき標準的な期間として、2～3週間と定められている。なお、申請書類の不備等を補正するために要する期間や、関係機関との協議に要する期間は適用除外される。標準処理期間は目安であって、期間内に処理する義務を発生させるものではない。(H12.2.18 建東道政第106号「道路占用許可申請等に係る標準処理期間」)